



新宿区障害者計画（令和6年度～令和9年度） 第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）（素案）



※（素案P）は「新宿区障害者計画・第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」（素案）のページ番号を示しています。

新宿区における障害者施策の体系（素案 P51）

基本理念

- ◇障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現
- ◇バリアフリー社会の実現
- ◇必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

基本目標

- I 安心して地域生活が送れるための支援
- II ライフステージに応じた成長と自立への支援
- III 地域共生社会におけるバリアフリーの促進

目標達成のための
具体的な施策

個別目標・個別施策

1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実（素案 P56～）

- 相談支援の充実
- 家族への支援
- 地域生活支援体制の推進（重点）** ほか

2 障害等の早期発見と成長・発達への支援（素案 P77～）

- 療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携
- 障害等のある子どもへの専門相談の推進（重点）** ほか

3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進（素案 P91～）

- 住まいの場の充実
- 病院からの地域生活移行の支援（重点）** ほか

4 多様な就労支援（素案 P100～）

- 就労支援の充実（重点）**
- 就労の継続及び復職等の支援の強化 ほか

5 社会活動の支援（素案 P106～）

- コミュニケーション支援・移動支援の充実
- 文化芸術・スポーツ等への参加の促進 ほか

6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援（素案 P113～）

- 差別解消・権利擁護の推進
- 虐待の防止 ほか

7 こころのバリアフリーの促進（素案 P119～）

- 障害理解への啓発活動の促進（重点）**
- 地域で交流する機会の充実
- 多様な手法による情報提供の充実 ほか

8 福祉のまちづくりの促進（素案 P130～）

- ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進（重点）**
- 建築物や住宅のバリアフリーの普及

9 障害者が安全に生活できるための支援（素案 P134～）

- 防災・防犯対策の推進

重点的な取組

1 地域生活支援体制の推進（素案 P74）

- 障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を推進
- 基幹相談支援センターと区内4か所の地域生活支援拠点施設※及び関係機関の連携による相談支援体制の強化

※身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」の3か所に加え、令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設を加えた4か所

2 障害等のある子どもへの専門相談の推進（素案 P89）

- 子ども総合センター、保健センター、教育委員会による専門的な相談を実施

3 病院からの地域生活移行の支援（素案 P98）

- 入院中の早い段階から相談支援の充実と医療機関や高齢者支援の関係機関との連携強化
- 精神障害に対する正しい知識の普及啓発

4 就労支援の充実（素案 P100）

- 新宿区勤労者・仕事支援センターの障害者就労支援事業による一体的な支援
- 民間企業への障害特性や本人の状況に応じた仕事の創出等への取組を働きかけ

5 障害理解への啓発活動の促進（素案 P119）

- 障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展等、障害理解に向けた啓発活動の推進
- 当事者団体との連携協力による障害者疑似体験等の取組の充実
- 「こころの不調」への気づきについての普及啓発

6 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進（素案 P130）

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりの推進
- 新宿区移動等円滑化促進方針に基づいたバリアフリーの基盤整備

第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画（素案P139～）

新たに策定する「第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」では、令和8年度末を目標とする成果目標を定めるとともに、障害児を対象とするサービス、全国で提供される障害福祉サービス、区が独自に定める新宿区地域生活支援事業それぞれについて必要量見込とその確保策を定めます。

成果目標

目標1 障害児支援の提供体制の整備等（素案P156）

- 子ども総合センターを児童発達支援センターに機能拡充
- 子ども総合センターと区内事業所が連携し、保育所等訪問支援の安定的な利用促進
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を確保
- 新宿区医療的ケア児支援関係機関連絡会の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行（素案P158）

- 地域生活移行者数：6人以上 ○施設入所者総数：200人以上

目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（素案P159）

- 新宿区精神保健福祉連絡協議会において区の精神保健福祉について協議するとともに、各分野間の連携を強化しながら引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進

目標4 地域生活支援の充実（素案P160）

- 障害者自立支援協議会において定期的に運用状況の確認・検討を実施
- 障害者施策推進協議会において運用状況を検証
- 基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害者のニーズ把握及び支援体制の整備を推進

目標5 福祉施設から一般就労への移行等（素案P161）

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数：29人
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所：5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：53名以上
- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所：全体の2割5分以上

目標6 相談支援体制の充実・強化等（素案P163）

- 4カ所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への専門的な指導助言
- 基幹相談支援センターによる事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（素案P164）

- 請求事務の適正化による事業所の事務負担軽減を通じたサービスの質の向上

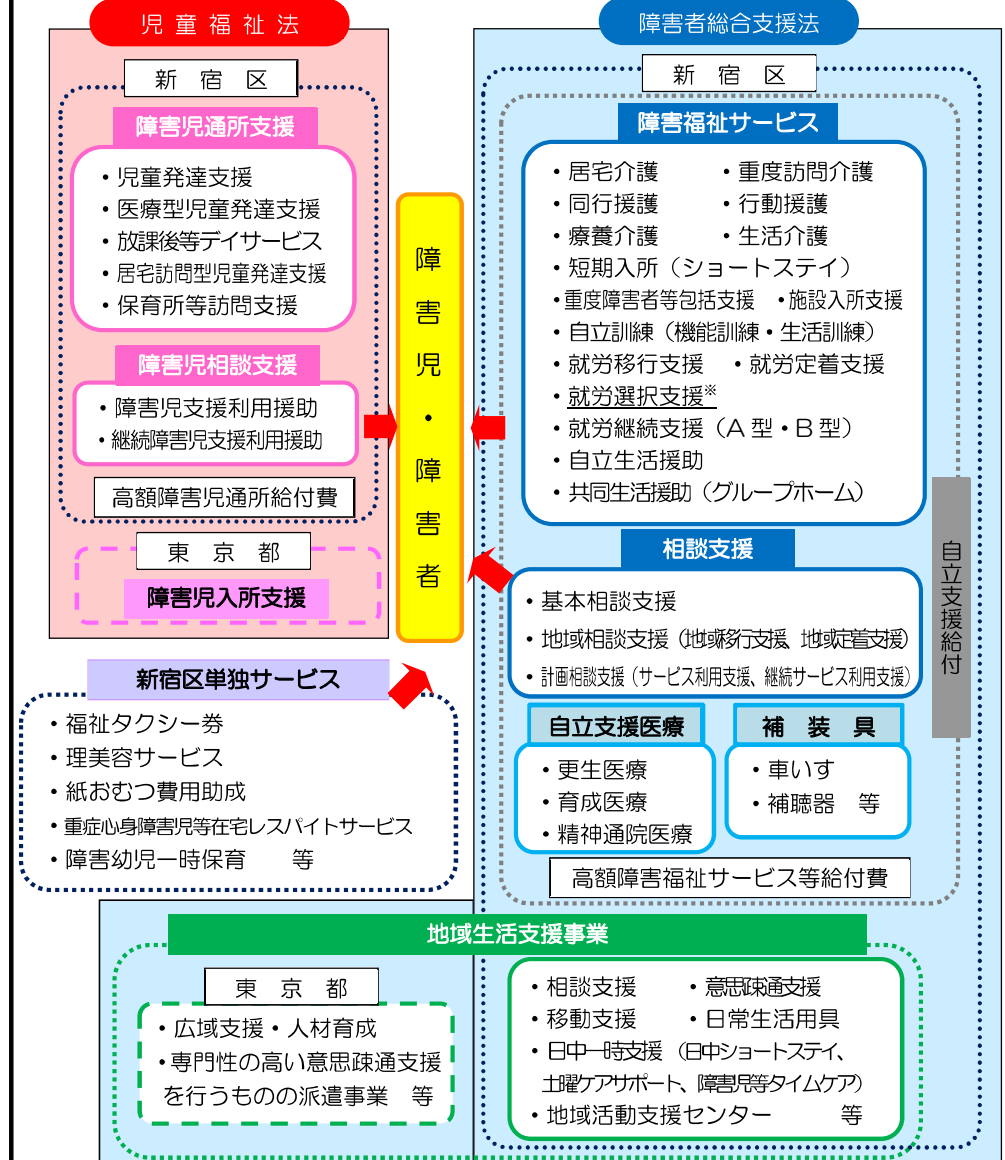
障害児・障害者への各福祉サービスの必要量見込（素案P165～）

障害児を対象とするサービス、全国で提供される障害福祉サービス、区が独自に定める新宿区地域生活支援事業それぞれについて必要量見込とその確保策を定めます。

利用者負担と軽減措置（素案P201～）

- 来期の計画期間についても、区独自に負担軽減策を実施
- 障害福祉サービス、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担：10%→3%
- 福祉ホームや地域活動支援センター利用料：無料
- 区立の通所施設における給食費の負担：原材料費に限る
- 補装具費：無料（非課税世帯無料）、3%～10%負担（課税世帯）

障害児・障害者を対象とした福祉サービスの体系（素案P141）



※就労選択支援は、改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から創設される新制度です。

評価・見直し

- 成果目標はPDCAサイクルに従い実績の把握と毎年度評価を実施
- 必要のある場合は、計画の変更や事業見直し等を措置